

こどもの居場所持続応援事業企画提案募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名

こどもの居場所持続応援事業実施業務

(2) 目的

本事業は、こども食堂の運営継続につながる伴走支援を実施することにより、こども食堂をはじめとした「こどもの居場所」の運営継続を図ることを目的とする。

(3) 実施方法

本事業は公募型プロポーザル方式により適切に事業を実施できる事業者を選定して、委託することにより実施する。

(4) 業務内容

「業務委託仕様書」(別添1)のとおり

(5) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日(日)まで

(6) 委託料上限額

3,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 プロポーザルの手続き等

(1) 参加要件

ア 徳島県内において、こども食堂をはじめとした「こどもの居場所」づくりに関する支援活動の実績を有する団体、若しくは、これらの活動を行う能力があると認められる団体であること。

イ 本事業の目的を理解し、仕様書に定める業務について、適正な執行体制を備え、十分な業務遂行能力を有すること。

ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

エ 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと思われる者でないこと。

オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

カ 県税及び国税の未納がないこと。

キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

(2) 担当課(問合せ及び書類提出先等)

徳島県こども未来部こども家庭支援課
所在地：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話番号：088-621-2715
メールアドレス：kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp

(3) 参加表明書の提出

企画提案への参加を希望する者は、企画提案参加表明書（様式第1号）に必要書類を添付の上、2（2）まで提出すること。

ア 提出期限

令和8年3月13日（金）17時まで（必着）

イ 提出方法

郵送（書留や特定記録等の追跡可能な郵送方法に限る）または持参
持参する場合は、2（2）まで電話により連絡してから来庁すること。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書（様式第2号）に必要書類を添付の上、2（2）まで提出すること。

ア 提出部数

5部（袋とじ又はファイリングし、代表者印を押印した「正本1部」、「副本4部」）

イ 提出期限

令和8年3月23日（月）17時まで（必着）

ウ 提出方法

郵送（書留や特定記録等の追跡可能な郵送方法に限る）または持参
持参する場合は、2（2）まで電話により連絡してから来庁すること。

3 質問の受付

(1) 受付期限

質問は、企画提案書、仕様書及び手続きに限るものとし、令和8年3月11日（水）
17時までとする。

(2) 提出方法

質問は、質問書（様式第3号）により行うものとし、2（2）まで電子メール(件名
を「こどもの居場所持続応援事業質問」とすること。)により提出するものとする。

電子メールにより質問書を提出した場合は、必ず2（2）まで電話により連絡するこ
と。

(3) 質問に対する回答

令和8年3月12日（木）までに電子メールにより、参加表明書提出者全員に回答す
る。また、県ホームページに掲載する。

4 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となる。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 参加要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が委託料上限額を超える場合
- オ 本要項に違反すると認められた場合
- カ 提案者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合
- ク 2(4)に定める企画提案書について、提出期限までに提出がない場合

(2) その他

- ア 応募は1提案者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。
なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- エ 提出された企画提案書は、原則として、提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- オ 選定結果にかかわらず、応募にかかる全ての経費は、提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。
- カ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- キ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。

5 審査及び選定方法

(1) 選定方法

徳島県が別に設置する選定委員会において、書面による審査で最優秀提案者を選定する。

(2) 選定基準

選定委員会は「審査基準」(別添2)に基づき審査する。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、全ての企画提案者に文書で通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県ホームページ上で公表する。なお、審査の経緯については公表しない。

6 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

7 その他

本事業の実施に当たっては、本事業実施要領、募集要項、委託契約書及び徳島県契約事務規則の他、別に定める規程等を遵守すること。